

平成 21 年 12 月 4 日

資 料

（たばこ税）

目 次

・ たばこ税等の税負担額	1
・ たばこ税等の税収と紙巻たばこの販売数量の推移	2
・ 近年のたばこ増税の際に行われた増収見込み額 等	3
・ たばこ税の引上げと小売定価の決定（認可）について	4
・ 諸外国の紙巻たばこの 1 箱当たりの価格と税額	5
・ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（抄）	6

たばこ税等の税負担額

現行のたばこ税等の課税方式は、たばこの本数に応じた従量税方式を採用。【国＋地方：8,744円/千本】

たばこ1箱(例:300円、20本入り)の場合

たばこ税等の税額 174.88円

消費税 14.28円	国 税 87.44円	地方税 87.44円	税抜価格 110.84円
---------------	---------------	---------------	-----------------

(参考) たばこ税等の税収額 (国・地方：平成21年度予算、地方財政計画額) (単位：億円)

20,795

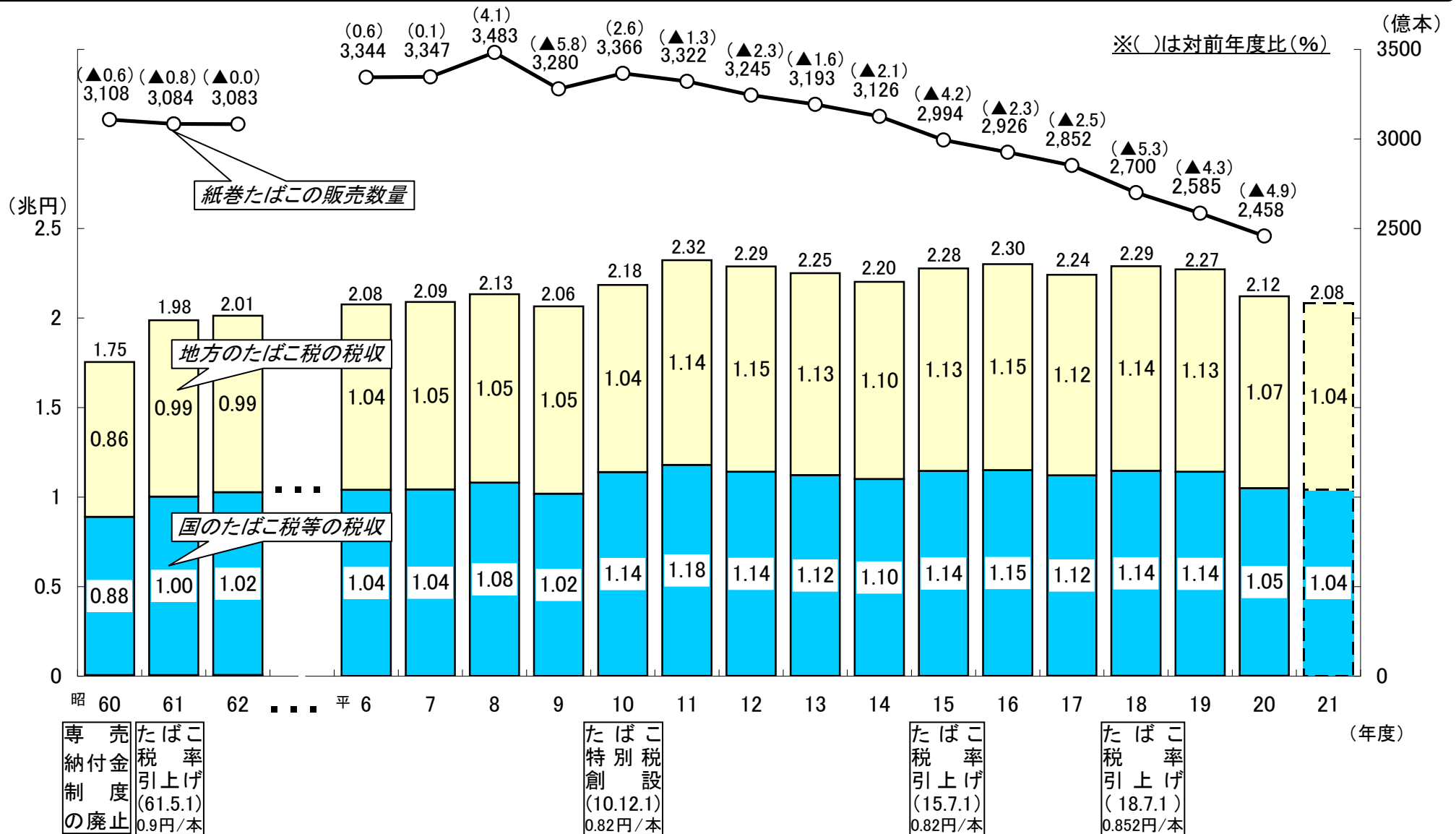
国 税 10,377			地方税 10,418	
たばこ 特別税 1,947	たばこ税 (6,322) 8,430	地方交 付税分 (25%) (2,108)	道府県 たばこ税 2,559	市町村 たばこ税 7,859

実質国分 8,269 (40%)

実質地方分 12,526 (60%)

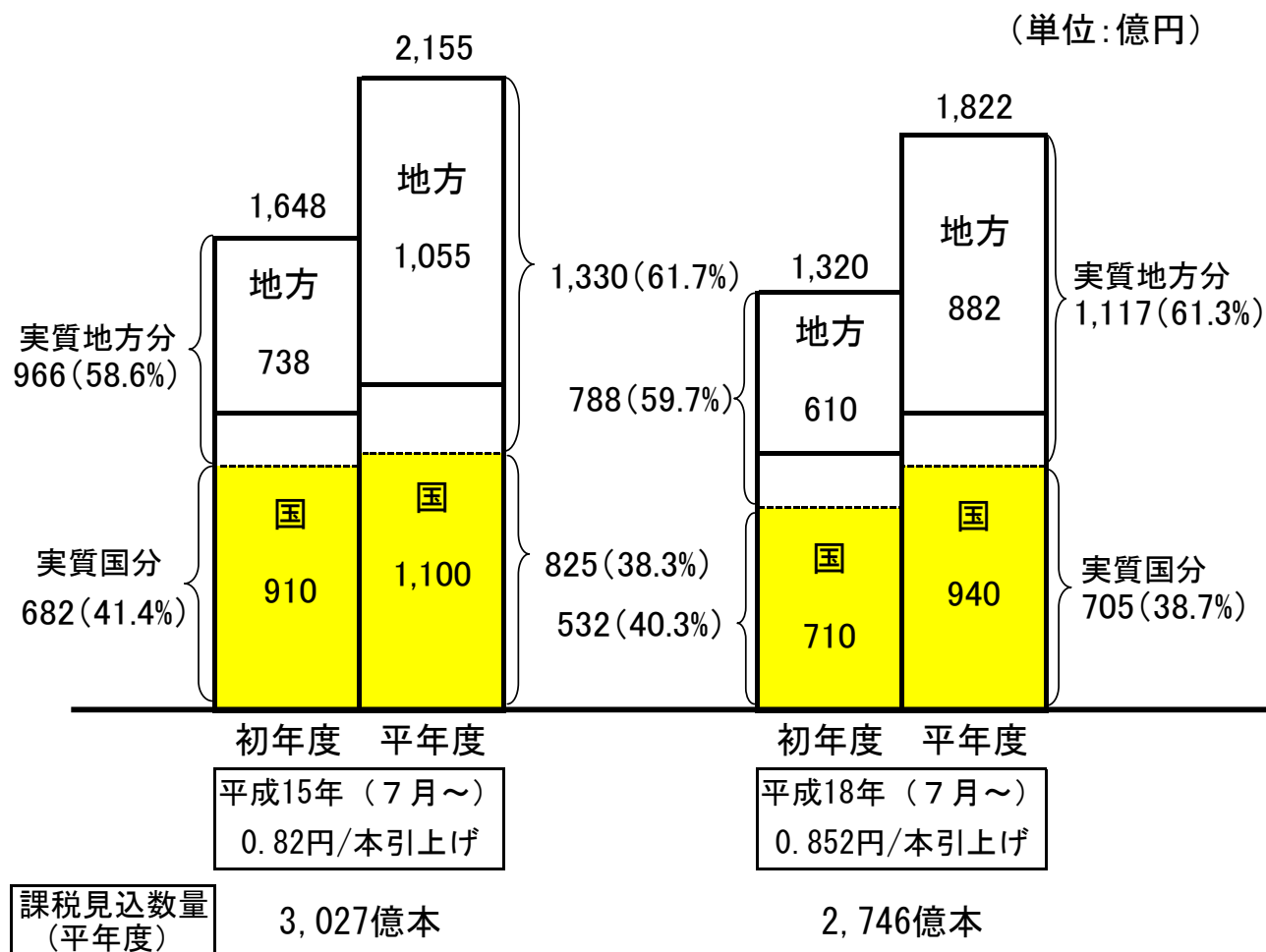
たばこ税等の税收と紙巻たばこの販売数量の推移

紙巻たばこの販売数量は、平成8年度をピークに年々減少している。他方、税率引上げ等により、税收は2兆円台を維持。



- (備考) 1. 国のたばこ税等の税收は平成20年度までは決算額、平成21年度は予算額である。
 2. 地方のたばこ税の税收は平成19年度までは決算額、平成20年度決算見込額、平成21年度は地方財政計画額である。
 3. 紙巻たばこの販売数量は、日本たばこ協会調べによる。

近年のたばこ増税の際に行われた増収見込み額の試算

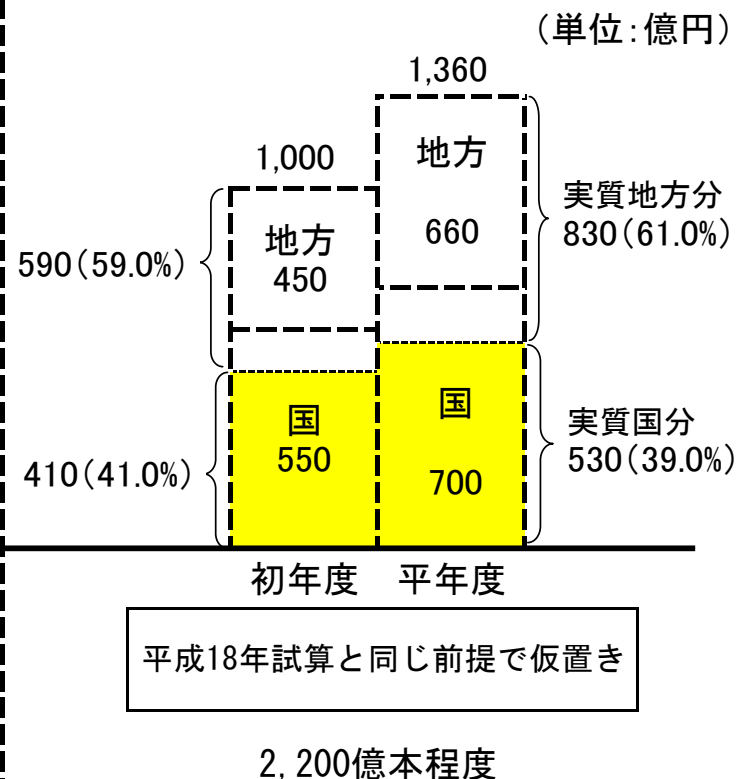


仮に平成22年度ベースで
同様の試算を機械的に行った場合

未定稿

※1 下記の試算は、前回(平成18年)と同じ前提
(0.852円/本、7月実施)で仮置きした場合の
機械的試算。

※2 仮に税率を2倍にしても、更なる消費の減少
により増収額は2倍にはならない。



(注1) 「実質国分」は地方交付税(国のたばこ税収の25%)を除き、「実質地方分」は地方交付税を加えた額である。

(注2) 上記の増収額のほかに、たばこ特別税の減収額が生じる。

たばこ税の引上げと小売定価の決定（認可）について

- たばこの小売定価は、たばこ税の税率引上げの決定後、メーカーからの申請に基づき財務大臣が認可することとされている。

【平成 18 年の例】

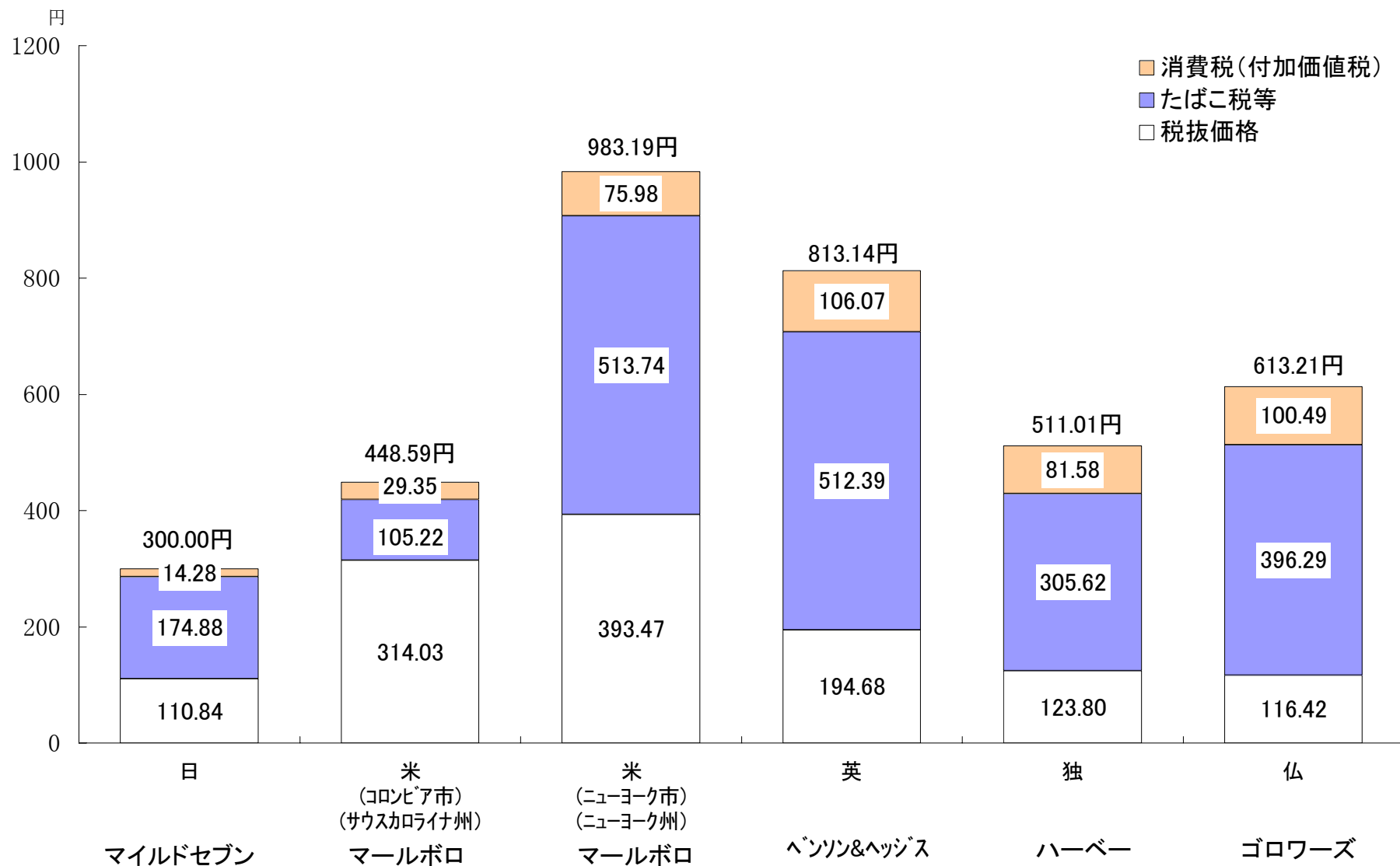
税率引上げ幅（7 月実施）	平均小売定価の変化	
	増税前 ⇒ 増税後	価格引上げ額
17.04 円／箱 [0.852 円／本]	279.84 円／箱 ⇒ 303.63 円／箱	+23.79 円／箱 [+1.19 円／本]

（参考）マイルドセブンの場合

	270 円／箱 ⇒ 300 円／箱	+30 円／箱 [+1.5 円／本]
--	-------------------	--

（注）平成 18 年の税率引上げに伴う小売定価の変更は、同年 5 月に小売定価変更申請及び変更認可が行われ、同年 7 月から実施されている。

諸外国の紙巻たばこの1箱当たりの価格と税額



- (注) 1. 平成21年4月現在の価格に基づく1箱(20本、ドイツは17本)当たりの数値である。
2. 各国の付加価値税の税率は次のとおり。日本(消費税等)5%、アメリカ(小売売上税)コロンビア市7%・ニューヨーク市8.375%、イギリス15%(平成20年12月～平成21年12月までの間の時限措置として、従来の17.5%から引き下げられている)、ドイツ19%、フランス19.6%
3. 邦貨換算は、1ドル＝約98円、1ポンド＝約139円、1ユーロ＝約128円(換算レートは、2009年3月平均為替レート(Bloomberg)による。)
4. アメリカにおいては、紙巻たばこに対して連邦政府及び州(州ごとに税率が異なる。)が課税しているほか、ワシントン特別区及び一部の郡・市がたばこ税を課税している。なお、平成20年1月時点で、州のたばこ税と市のたばこ税の合計でみれば、ニューヨーク州ニューヨーク市が最も高く、サウスカロライナ州コロンビア市が最も低い。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(抄)

第2部 目的、基本原則及び一般的義務

第3条 目的

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

第3部 たばこの需要の減少に関する措置

第6条 たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置

- 1 締約国は、価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であることを認識する。
- 2 各締約国は、課税政策を決定し及び確立する締約国の主権的権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。その措置には、次のことを含めることができる。
 - (a) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には価格政策を実施すること。
 - (b) 適当な場合には、免税のたばこ製品について一の国から他の国に移動する者に対する販売又は当該者による輸入を禁止し又は制限すること。
- 3 締約国は、第21条の規定に従い、締約国会議に対する定期的な報告においてたばこ製品の税率及びたばこの消費の動向を示す。